

下田市身体障害者福祉会へ 入会しませんか

○下田市身体障害者福祉会とは？

身体に様々な障害をもった方が仲間をつくり、スポーツや文化行事を通して、悩みや困りごとをお互いに助け合いながら、社会参加をしていくことを目的とする障害者の親睦団体です。

○どんな活動があるの？

各種スポーツ大会
グラウンドゴルフ、卓球、フライングディスク、ボーリング等

各種文化活動

文化作品展、うたの広場、囲碁、将棋等

各種研修活動

会員研修会、障害者防災研修会、相談員研修会等

※移動費等の交通費は、身体障害者福祉会で負担します。

※活動への参加は自由です。

○入会手続きはどうするの？

身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者の方でスポーツ活動や文化活動に興味のある方、仲間同士のコミュニケーション

ションをとりたいたいと考えている方々を募集しています。

入会を希望する方は、左記役員までお申し込みください。

年会費 1000円

連絡先

里見たか子（蓮台寺）

☎ 25935

後藤瑞義（箕作）

☎ 1134

勝村和彦（西本郷）

☎ 6126

問合せ先

福祉事務所障害福祉係

（窓口⑥） ☎ 22216

重度心身障害者タクシー 利用料金の助成

市内に住所を有する在宅の重度障害者に、今年度末まで有効のタクシー利用券を交付します。

※ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方、社会福祉施設に入所されている方は除きます。

対象者

- ・身体障害者1級、2級の方
- ・療育手帳Aの方
- ・精神障害者1級、2級の方

助成の内容

1 乗車につき普通車タクシー初乗り運賃の利用券を1

人につき24枚交付します。

申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・認印

利用できるタクシー会社

- ・伊豆急東海タクシー株式会社
- ・株式会社社栄協
- ・ヒフミタクシー株式会社
- ・社会福祉法人春栄会 ケアセンターうばめ櫛（介護タクシー）

申請・問合せ先

福祉事務所障害福祉係

（窓口⑥） ☎ 22216

住まいが被害を受けたとき 最初にすること

○家の被害状況を写真で記録しましょう

災害で住まいが被害を受けたときは、被災者の方々が1日でも早く日常の生活を取り戻せるように、市でも様々な支援に動き出します。

その支援を受けるためには、被害の状況を調査（被害認定調査）する必要がありますが、片付けや修理をしまうと調査が困難になってしまいうため、あらかじめ、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。

写真は、市から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際に役に立ちます。

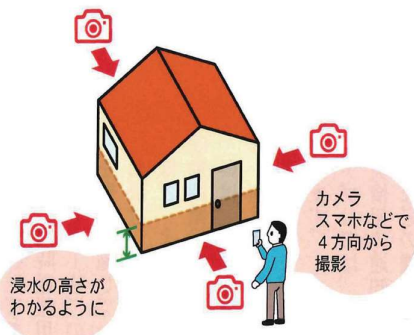
※ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

○家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどなるべく4方向から撮るようにしましょう

●浸水の跡は、すぐに消えてしまう場合があるので、浸水の深さがわかるように撮りましょう。

※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くなります。



○家の中の写真の撮り方

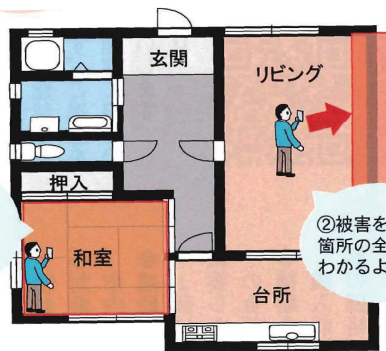
- 家の中の被害状況写真は、2種類を撮ってください。

①被災した部屋ごとの全景

②被害箇所の「寄り」

●想定される撮影箇所

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス等



問合せ先

福祉事務所社会福祉係

（窓口⑥） ☎ 22216

税務課資産税係

（窓口⑧） ☎ 22218